告示

○金融庁告示第十九号

金融商品取引業等に関する内閣府令（平成十九年内閣府令第五十二号）第百十六条の三第二項の規定に基づき、金融商品取引業等に関する内閣府令第百十六条の三第二項の規定に基づき信用格付業者の関係法人を指定する件（平成二十七年金融庁告示第八十三号）の一部を次のように改正し、公布の日から適用する。

平成二十九年六月九日

金融庁長官　森　信親

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
（ムーディーズ・ジャパン株式会社の特定関係法人）	（ムーディーズ・ジャパン株式会社の特定関係法人）
第一条　ムーディーズ・ジャパン株式会社（金融庁長官（格付）第二号）の特定関係法人（金融商品取引業等に関する内閣府令第百十六条の三第二項に規定する特定関係法人をいう。以下同じ。）は次に掲げる者とし、同項の有効期間（以下単に「有効期間」という。）は平成二十九年十二月三十一日までとする。	**第一条**　ムーディーズ・ジャパン株式会社（金融庁長官（格付）第二号）の特定関係法人（金融商品取引業等に関する内閣府令第百十六条の三第二項に規定する特定関係法人をいう。以下同じ。）は次に掲げる者とし、同項の有効期間（以下単に「有効期間」という。）は平成二十九年十二月三十一日までとする。
［一～四　略］	［一～四　同上］
五　商号又は名称　Moody's Investors Service Limited	五　商号又は名称　Moody's Investors Service Limited
主たる事務所の所在地　One Canada Square Canary Wharf London, E14 5FA, United Kingdom	主たる事務所の所在地　One Canada Square Canary Wharf London, E14 5FA, United Kingdom
21, 1st Tverskaya-Yamskaya str., Moscow, 125047, Russian Federation	21, 1st Tverskaya-Yamskaya str., Moscow, 125047, Russian Federation
Krejaren 2, Östermalmstorg 1, 114 42 Stockholm, Sweden	
［六～十七　略］	［六～十七　同上］
（S&Pグローバル・レーティング・ジャパン株式会社の特定関係法人）	（スタンダード&プアーズ・レーティング・ジャパン株式会社の特定関係法人）
第二条　S&Pグローバル・レーティング・ジャパン株式会社（金融庁長官（格付）第五号）の特定関係法人は次に掲げる者とし、有効期間は平成二十九年十二月三十一日までとする。	**第二条**　スタンダード&プアーズ・レーティング・ジャパン株式会社（金融庁長官（格付）第五号）の特定関係法人は次に掲げる者とし、有効期間は平成二十九年十二月三十一日までとする。
［一～六　略］	［一～六　同上］
七　商号又は名称　S&P Global Canada Corp.	七　商号又は名称　The McGraw-Hill Companies (Canada) Corp.
主たる事務所の所在地　130 King Street West Suite 1100, Toronto, Ontario, Canada MX5 1E5	主たる事務所の所在地　130 King Street West Suite 1100, Toronto, Ontario, Canada MX5 1E5
［八～十二　略］	［八～十二　同上］
十三　商号又は名称　S&P Global Ratings, S.A. de C.V.	十三　商号又は名称　Standard & Poor's S.A. de C.V.
主たる事務所の所在地　Javier Barros Sierra No. 540 PH2, Col. Santa Fé, Del. Alvaro Obregón, México, D.F. C.P. 01210, México	主たる事務所の所在地　Javier Barros Sierra No. 540 PH2, Col. Santa Fé, Del. Alvaro Obregón, México, D.F. C.P. 01210, México
［十四　略］	［十四　同上］
備考　表中の［　］の記載は注記である。	

○消費者庁告示第十四号

健康増進法（平成十四年法律第百三号）第二十六条の七の規定に基づき、一般財団法人日本食品検査が許可試験を行う事業所の所在地について、平成二十九年六月一日をもって変更する旨の届出があったので、同法第二十六条の十八の規定に基づき公示する。

平成二十九年六月九日

消費者庁長官　岡村　和美

事業所の名称	変更前の所在地	変更後の所在地	変更の日
一般財団法人日本食品検査首都圏事業所	神奈川県横浜市金沢区福浦二丁目十三番地四十五	東京都大田区平和島四丁目一番二十三号	平成二十九年六月一日